

児童手当について

(健康福祉課)

6月、児童手当支給と現況届提出月です。

児童手当は、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としています。

○対象児童

中学校修了前まで

○支給額(月額)

3歳未満

15,000円(一律)

3歳以上小学校修了前

10,000円

(第3子以降15,000円)

中学校修了前

10,000円(一律)

所得制限以上

5,000円(一律)

○所得制限

(例) 扶養親族3人(妻と子2人)の場合↓所得額736万円

(収入額960万円)

※扶養親族の人数によって所得限度額が増減します。

○支給日

6、10、2月にそれぞれ前月分までを支給

○現況届

児童手当を継続して受給する

ために、毎年6月中に児童の扶養を確認する現況届の提出が必要となります。

必要書類を受給者の方へ送付いたしますので、期日までに提出ください。

○お問い合わせ

健康福祉課 社会福祉G

☎(84)0006 (直通)

町民税の納税通知書を送ります

(町民税務課)

平成25年度町民税の納税通知書(普通徴収分)を6月14日(金)に発送する予定です。期限内納付にご協力ください。

○公的年金等からの特別徴収(天引き)に係る注意点

- ・公的年金等からの町民税特別徴収は4、6、8月に仮徴収を行い、10、12、2月に本徴収が行われます。
- ・給与や他の所得に係る税額は、公的年金等から特別徴収はされません。
- ・公的年金等所得に係る町民税は、給与からの天引きに含めることができます。このため、給与所得と年金所得の2本立てで特別徴収をされる方もいます。

○4月1日現在65歳未満で年金所得がある方

平成22年度法改正により、65

歳未満の公的年金等の所得がある給与所得者について、公的年金に係る町民税が給与から天引きされます。

○お問い合わせ

町民税務課 税務G

☎(84)1966 (直通)

平成25年度

政府主催慰霊巡拝の実施について

(健康福祉課)

8月19日から翌年2月26日までの全14回に分けて、戦没者の遺族「配偶者(再婚した者を除く)、父母、子、兄弟姉妹」及び弾力的な運用「自費参加として参加遺族の配偶者及び孫・甥・姪」を対象に慰霊巡拝事業を予定しております。

慰霊巡拝事業概要(派遣地域・実施予定時期・募集予定人数)及び参加を希望される方は、お問い合わせください。

○お問い合わせ

健康福祉課 社会福祉G

☎(84)0006 (直通)

がん検診のお知らせ

(追加受付)

(健康福祉課)

がん検診の申し込みを1月に受け付けました。転入等で申し込みができなかった方は、保健センターへご連絡ください。

○検診日

7月5日(金)・6日(土)・7日(日)

8月3日(土)・4日(日)

○申し込み期間

6月4日(月)～7日(金)

午前9時～午後5時

○料金

成人健診(国保加入者)

20歳以上39歳 2,000円

胸部レントゲン(結核・肺がん検診)

40歳以上 無料

胃がん 無料

40歳以上69歳 1,000円

70歳以上 500円

大腸がん 500円

40歳以上69歳 500円

70歳以上 300円

喀痰検査(問診該当者)

40歳以上69歳 500円

70歳以上 300円

前立腺がん(男性のみ)

40歳以上69歳 500円

70歳以上 300円

肝炎検査

40歳の方と41歳以上69歳までの方で、過去に肝炎検査をしていない方 500円

70歳以上で過去に肝炎検査をしていない方 300円

※通知された日時で都合の悪い方は、ご連絡ください。

○お申し込み・お問い合わせ

保健センター ☎(84)1910